

日本妊娠高血圧学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本妊娠高血圧学会(Japan Society for the Study of Hypertension in Pregnancy) という。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を 2017年5月より、(有)知人社 京都市左京区吉田河原町14 近畿地方発明センタービル に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

本会は、妊娠高血圧症候群に関する研究の発展、知識の交流を図り、もって医学の進歩に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌の刊行
3. 各種の学術的調査、研究
4. 内外関連学術団体との連絡および連携
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 (会員の資格・種別)

本会の目的に賛同する医師またはその他の研究者で入会したものを正会員とし、本会の活動に賛同し協力する団体を賛助会員とする。

第6条 (入会)

本会へ入会を希望するものは、入会申込書に当該年度の年会費を添えて申込み、理事長の承認を得なければならない。なお、賛助会員は他に一定額の入会金を納入するものとする。

第7条 (会費)

正会員、賛助会員の会費は理事会において決定する。

第 8 条 (会員の権利)

本会の会員は、本会が主催する学術集会に出席し、本会が催す各種事業へ参加することができる。また会員は、機関誌及び英文誌“Hypertension Research in Pregnancy”の配布を受けることができる。

第 9 条 (退会)

本会を退会しようとするものは、その旨を本会に通知しなければならない。また 2 年以上会費を滞納したときは退会とみなす。

第 10 条 (除名)

本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき、理事長は理事会の議を経てこれを除名することができる。

第 4 章 役員、評議員、幹事ならびに顧問

第 11 条 (役員、評議員、幹事ならびに顧問)

本会に次の役員、評議員ならびに幹事を置く。

1. 理事長 1 名
2. 会長 1 名
3. 副会長 2 名(次期会長 1 名、次々期会長 1 名)
4. 理事 若干名(うち、常任理事若干名)
5. 評議員 若干名
6. 監事 2 名
7. 幹事 若干名(幹事長 1 名、さらに副幹事長 1 名を置くことができる)

第 12 条 (役員、評議員ならびに幹事の選任)

1. 役員、評議員ならびに幹事の選任規定は別に定める。役員は理事長・常任理事・理事・監事ならびに幹事とする。理事会は次期理事長をおく。
2. 学術集会に関して学術集会長(会長)・学術集会副会長(副会長)2 名をおく。

第 13 条 (役員の職務) 本会における役員の職務は次のとおりとする

1. 理事長は本会を代表し、理事会を組織して、本会の業務を総理する。
2. 会長は総会および学術集会を主催する。また、理事長に事故あるとき、その職務を代行する。会長は常任理事会に出席する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、

次期会長および次々期会長として次期学術集会および次々期学術集会を主催する。副会長は常任理事会に出席する。

4. 常任理事は理事長、会長および副会長とともに常任理事会を組織し、本会の運営に関する立案と実務を担当する。
5. 理事は理事会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。
6. 評議員は評議員会を組織し、本会に関する重要事項を議決する。
7. 監事は会務を監査する。
8. 幹事は理事長、常任理事の指示の下で幹事会を組織し、本会の運営に関する常任理事の実務を補佐する。

第 14 条(役員、評議員の任期)

1. 理事長、監事の任期は 2 年、通算 2 期までとする。理事長と次期理事長の交代の時期は原則 年度末とする。会務の分担についてはその都度理事長、次期理事長、常任理事で決定する。常任 理事、理事、評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。幹事の任期は特に定めない。
2. 学術集会長(会長)の任期は 1 年、学術集会副会長(副会長)の任期は 2 年とし、各術集会 終了後に交代する。

第 15 条 (名誉会員・功労会員)

本会に功績があり、条件を満たしたものを名誉会員・功労会員とすることができる。名誉会員・功労会員は理事会の推薦によって定める。名誉会員は理事会などの会議に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

1. 年齢 65 歳以上で次のいずれかの条件を満たし、妊娠高血圧症候群に関する研究の発展・知識の交流を図り、持って医学の進歩に寄与したものについて名誉会員として詮衡する。
 - ① 本会の理事長あるいは学術集会長を勤めたもの、
 - ② 本会の理事・監事を通算 8 年以上勤めたもの
2. 年齢 65 歳以上で次のいずれかの条件を満たし、本会の発展に功労のあったものについて功労会員として詮衡する。
 - ① 本会の評議員を通算 10 年以上勤めたもの、
 - ② 本会の各種役員を通算 4 年以上勤めたもの

第 16 条 (会議)

1. 総会は年 1 回学術集会時に開催する。

2. 常任理事会は必要に応じて理事長が召集する。
3. 理事会は理事長の召集により年 1 回学術集会時に開催する。
4. 評議員会は理事長の召集により年 1 回学術集会時に開催し、評議員会議事は出席評議員の過半数により決する。

第 17 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 18 条 (会則の変更)

本会則の変更は、理事会の議を経て評議員会において審議決定し、総会に報告する。

付則 本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 8 年 9 月 6 日に改訂され、同日より本会則に変更する。

本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 16 年 9 月 24 日に改訂され、同日より本会則に変更する。

本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 17 年 10 月 13 日に改訂され、同日より本会則に変更する。

本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 21 年 8 月 28 日に改訂され、同日より本会則に変更する。

本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 24 年 9 月 7 日に改訂され、同日より本会則に変更する。

本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 25 年 9 月 4 日に改訂され、同日より本会則に変更する。

※事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 26 年 9 月 20 日に改訂され、同日より本会則に変更する。

本会則(平成 3 年 9 月 5 日制定)は、平成 28 年 10 月 7 日に改定され、同日より本会則に変更する